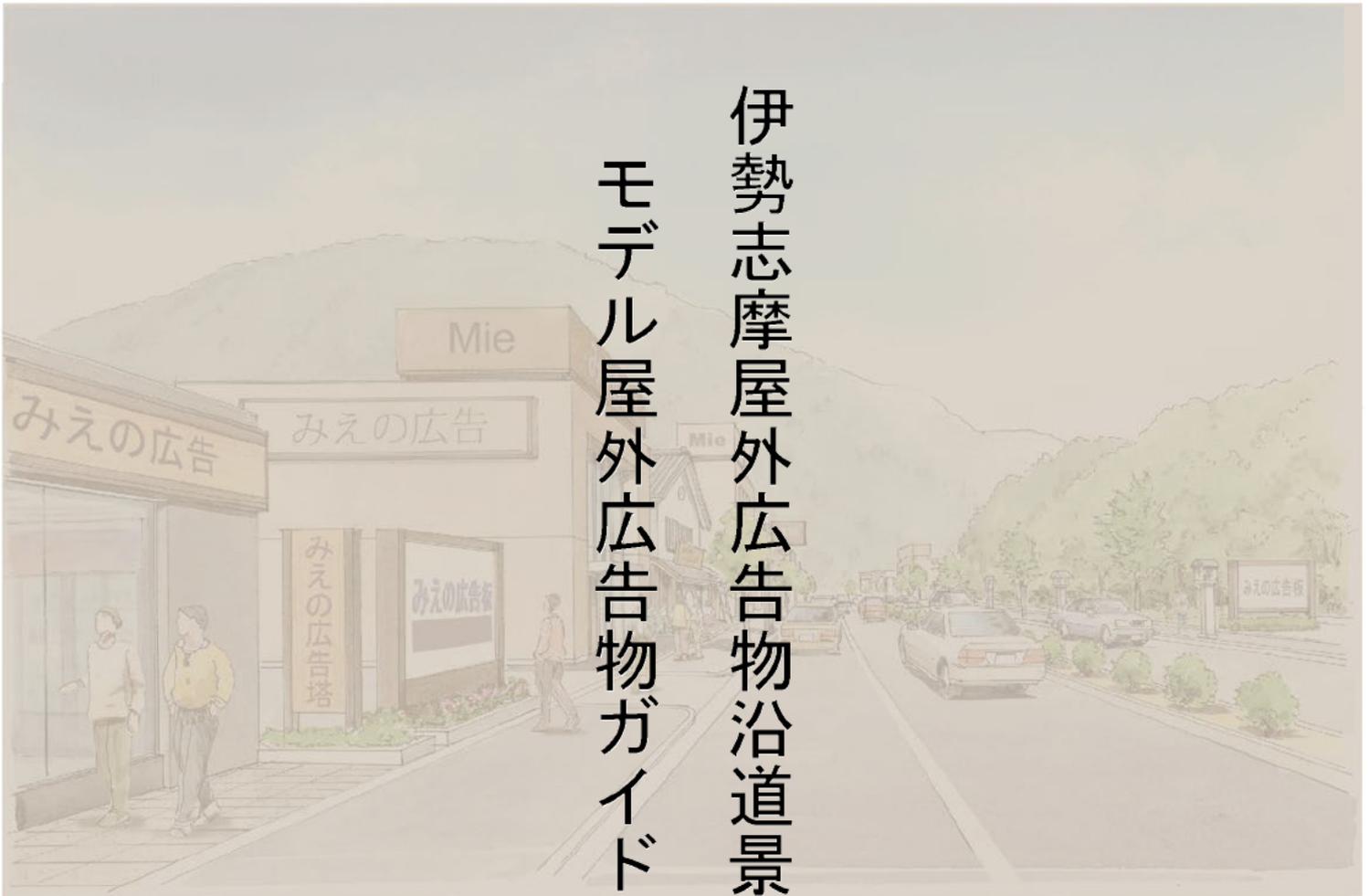


# 伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区 モデル屋外広告物ガイドライン



このガイドラインは、景観の重要な要素である広告板や広告塔などの屋外広告物について、より良い景観を守り育てるため、皆様方のご理解をいただきながら、地域特性を生かした沿道景観を形成していこうとするものです。

三重県

# はじめに

## 伊勢志摩にふさわしい沿道景観の創出をめざして

広告板や広告塔などの屋外広告物はまちの情報を提供し、経済活動の円滑化に欠くことのできないものです。

一方、屋外広告物は景観の重要な要素ともなっており、無秩序な状態で氾濫すると、自然の風致や街の美観を損なうことにもなりかねません。このため、三重県では、三重県屋外広告物条例により、必要な規制をおこなっているところです。

伊勢志摩地域におきましては、平成21年度から、地域のより良い景観を守り育てるため、同条例に基づき、新たな屋外広告物沿道景観地区を次のとおり指定いたします。

皆様方のご理解をいただきながら、地域特性を生かした沿道景観を形成していくため、適正な屋外広告物の設置にご協力をお願いいたします。

### 伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区

#### ◆指定道路

伊勢市内の県道鳥羽松阪線度会橋から県道伊勢磯部線浦田橋まで（道路に面した敷地「並行する道路・河川を介して接する敷地を含む。」）



## ガイドラインの構成

本冊子は、屋外広告物沿道景観地区基本方針にもとづく掲出基準の内容を参考図とモデルにより例示しているもので、次のような構成になっています。

基本方針	2 ページ
伊勢志摩の地域特性を生かしたより良い 広告景観を形成するための基本方針	
掲出基準	3 ページ
景観風致維持基準（維持基準） 三重県屋外広告物施行規則別表の許可基準に代えて適用する基準	
景観形成指導基準（指導基準） より美しい沿道景観を形成するために、 尊重していただくべき基準	
参考図	4～6 ページ
モデル屋外広告	7～8 ページ
モデル地区イメージ	9～10 ページ

伊勢志摩の地域特性を生かしたより良い広告景観を形成するための基本方針です。

# 基本方針

## ◆ 屋外広告物沿道景観地区基本方針

### ■ 基本構想

美しい景観は、先人から受け継ぎ、また、次の世代に引き継ぐべきものであり、当地域の中心となる、伊勢神宮については、平成18年県民景観意識アンケートの「将来の子供たちに残しておきたい三重の風景」の1位を占めており、また、美しい景観の保全や地域の景観を損ねている要因の排除を進め、以って美しい景観づくりの推進が求められている地域です。

このため、伊勢志摩の地域特性を生かした広告景観を形成する方策として屋外広告物について形状、色彩等の規制及び指導等を行ない、より良い広告景観に誘導するものです。

### ■ 基本的事項

- 屋外広告物は、景勝地の雰囲気を阻害するものでないこと。
  - 屋外広告物は、可能な限り広告物間の距離を取ることを。
  - 屋外広告物は、可能な限り周辺の広告物とのバランスを取ることを。
- 屋外広告物の高さは、通行する人の視界を妨げず、かつ、統一性を確保すること。
- 屋外広告物の色彩及びデザインは、それぞれの地域性を尊重したものとすること。

### ■ 区域

景観風致維持基準及び景観形成指導基準が適用される範囲

- 指定道路と接する敷地
- 上記敷地と一体として利用されている敷地
- 道路と併走する道路・河川等を介し指定道路と接する敷地

## ◆ 掲出基準

### ◎景観風致維持基準（維持基準）

三重県屋外広告物施行規則別表の許可基準に代えて適用する基準であり、この基準を満たしていない屋外広告物は、設置することができません。

なお、現に適法に表示されていた広告物については、その残存耐用年数の期間内は、現行のまま掲出することができます。

#### 【耐用年数の例】

金属製の広告板・広告塔	20年
木製の広告板・広告塔	10年

### ◎景観形成指導基準（指導基準）

より美しい沿道景観を形成するために、尊重していただくべき基準です。

# 掲出基準

三重県屋外広告物条例により新たに指定する「伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区」において、許可基準に代えて適用する「景観風致維持基準（維持基準）」と、より美しい沿道景観を形成するために尊重いただくべき「景観形成指導基準（指導基準）」を以下に掲載します。

## (1) 共通基準

維持基準	指導基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広告面の色彩は、無彩色及び5色以内とすること。（写真については広告面の1/2以内とする。）</li> <li>● 広告面の色彩は、蛍光色を避けること。</li> <li>● ネオンサイン・LED（点滅・画面が変化するもの）は使用しないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広告面のベースカラーは、（三重県景観色彩ガイドラインの）歴史的町なみ景観をイメージした色彩を用いること。</li> <li>● 野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等地域性の高い低花木の植栽を施すこと。</li> </ul>

## (2) 禁止地域の 自家用広告物

	許可基準	維持基準	指導基準
壁面広告	壁面面積の1/4以下	壁面面積の1/5以下	壁面面積の1/10以下
屋上広告	高さ7m以下	1面の面積が15㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が10㎡以下 高さ5m以下
	建物の高さの1/3以下	縦長でないこと、 建物の高さの1/4以下	縦長でないこと、 建物の高さの1/4以下
広告板	1面の面積が15㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が10㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ5m以下
		縦横比（比率1.4～1.8）	縦横比（比率1.4～1.8）
広告塔	総面積が40㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が2.5㎡以下 高さ5m以下
サインポール	1面の面積が5㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ5m以下
広告旗	1面の面積が2㎡以下	1面の面積が2㎡以下	1面の面積が2㎡以下

## (3) 許可地域の 自家用広告物

	許可基準	維持基準	指導基準
壁面広告	壁面面積の1/2以下	壁面面積の1/3以下	壁面面積の1/5以下
屋上広告	高さ20m以下	1面の面積が25㎡以下	1面の面積が20㎡以下
	建物の高さの2/3以下	縦長でない 建物の高さの1/3以下	縦長でない、 建物の高さの1/3以下
広告板	1面の面積が35㎡以下 高さ10m以下	1面の面積が25㎡以下 高さ10m以下	1面の面積が10㎡以下 高さ10m以下
		縦横比（比率1.4～1.8）	縦横比（比率1.4～1.8）
広告塔	総面積70㎡以下 高さ15m以下	1面の面積が12.5㎡以下 高さ15m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ15m以下
サインポール	1面の面積が5㎡以下 高さ7m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ7m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ7m以下
広告旗	1面の面積が2㎡以下	1面の面積が2㎡以下	1面の面積が2㎡以下

## (4) 許可地域 一般広告物

	許可基準	維持基準	指導基準
壁面広告	壁面面積の1/2以下	壁面面積の1/4以下	壁面面積の1/7以下
屋上広告	高さ20m以下	1面の面積が20㎡以下	1面の面積が15㎡以下
	建物の高さの2/3以下	縦長でない 建物の高さの1/3以下	縦長でない、 建物の高さの1/3以下
広告板	1面の面積が35㎡以下 高さ10m以下	1面の面積が20㎡以下 高さ10m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ10m以下
		縦横比（比率1.4～1.8）	縦横比（比率1.4～1.8）
広告塔	総面積70㎡以下 高さ15m以下	1面の面積が10㎡以下 高さ15m以下	1面の面積が2.5㎡以下 高さ15m以下
サインポール	1面の面積が5㎡以下 高さ7m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ7m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ7m以下
広告旗	1面の面積が2㎡以下	禁止	禁止

## (5) 禁止地域等 における 管理広告

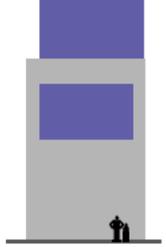
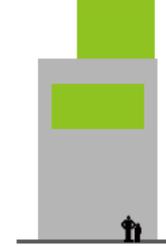
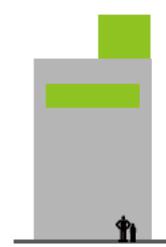
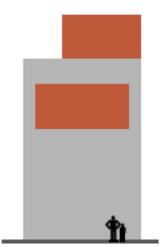
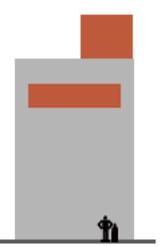
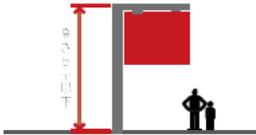
	許可基準	維持基準	指導基準
管理広告	表示面積が7㎡以下	1面の面積が3㎡以下	1面の面積が3㎡以下

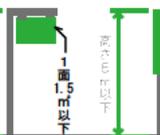
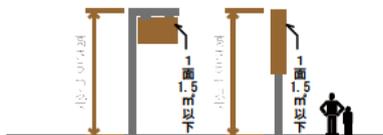
## (6) 禁止地域等 における道標、 案内図板

	許可基準	維持基準	指導基準
道標	1面の面積が1.5㎡以下	1面の面積が1.5㎡以下	1面の面積が1.5㎡以下
案内図板	地は緑色、文字等は白	地は茶色、文字等は白	地は茶色、文字等は白

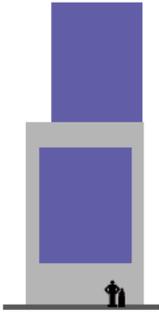
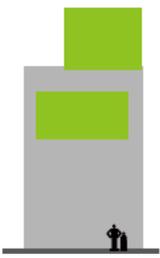
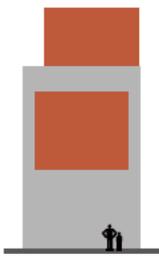
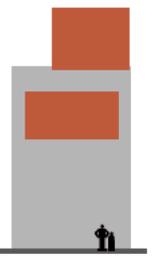
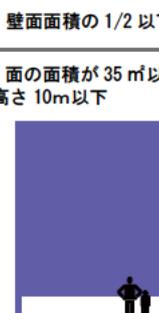
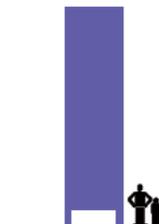
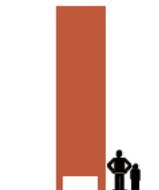
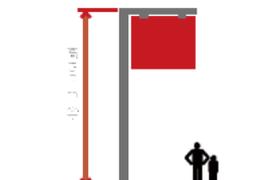
「伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区」の掲出基準と、既設の「伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区」の掲出基準及び通常の許可基準を比較しています。

# 参考図

1		許可基準	既設：伊勢志摩沿道景観地区		新設：伊勢志摩沿道景観B地区	
			維持基準	指導基準	維持基準	指導基準
禁止地域の 自家用広告物	屋上広告 縮尺 1/500	高さ 7m以下 建物の高さの 1/3 以下	1面の面積が 20㎡以下 高さ 5m以下 建物の高さの 1/3 以下	1面の面積が 10㎡以下 高さ 5m以下 建物の高さの 1/4 以下	1面の面積が 15㎡以下 縦長でない 建物の高さの 1/4 以下	1面の面積が 10㎡以下 縦長でない 建物の高さの 1/4 以下
	壁面広告 縮尺 1/500					
		壁面面積の 1/4 以下	壁面面積の 1/5 以下	壁面面積の 1/10 以下	壁面面積の 1/5 以下	壁面面積の 1/10 以下
	広告板 縮尺 1/300	1面の面積が 15㎡以下 高さ 5m以下	1面の面積が 10㎡以下 高さ 5m以下	1面の面積が 5㎡以下 高さ 5m以下	1面の面積が 10㎡以下 高さ 5m以下 縦横の比率 1.4 ~ 1.8	1面の面積が 5㎡以下 高さ 5m以下 縦横の比率 1.4 ~ 1.8
広告塔 縮尺 1/300	総面積が 40㎡以下 高さ 5m以下	1面の面積が 5㎡以下 高さ 5m以下	1面の面積が 2.5㎡以下 高さ 5m以下	1面の面積が 5㎡以下 高さ 5m以下	1面の面積が 2.5㎡以下 高さ 5m以下	
サインポール 広告旗 縮尺 1/300	サインポール（共通） 1面の面積が 5㎡以下 高さ 5m以下		広告旗（共通） 1面の面積が 2㎡以下			
						

2		許可基準	既設：伊勢志摩沿道景観地区		新設：伊勢志摩沿道景観B地区	
			維持基準	指導基準	維持基準	指導基準
禁止地域等 のその他 広告物	管理広告 縮尺 1/300	表示面積が 7㎡以下	1面の面積が 5㎡以下	1面の面積が 2㎡以下	1面の面積が 3㎡以下	
	道標及び 案内図板 縮尺 1/300	1面の面積が 1.5㎡以下 地は緑色、文字等は白	1事業所 2本以下 必要な文言に限る		1面の面積が 1.5㎡以下 地は茶色、文字等は白 1事業所 2本以下、必要な文言に限る	
						

# 参考図 — その2

3	許可地域の 自家用広告物	許可基準	既設：伊勢志摩沿道景観地区		新設：伊勢志摩沿道景観B地区	
			維持基準	指導基準	維持基準	指導基準
許可地域の 自家用広告物	屋上広告 縮尺 1/500	高さ 20m以下 建物の高さの 2/3 以下 	1面の面積が 25㎡以下 高さ 10m以下 建物の高さの 1/2 以下 	1面の面積が 20㎡以下 高さ 10m以下 建物の高さの 1/3 以下 	1面の面積が 25㎡以下 縦長でない 建物の高さの 1/3 以下 	1面の面積が 20㎡以下 縦長でない 建物の高さの 1/3 以下 
	壁面広告 縮尺 1/500					
	壁面面積の 1/2 以下	壁面面積の 1/3 以下	壁面面積の 1/5 以下	壁面面積の 1/3 以下	壁面面積の 1/5 以下	
	広告板 縮尺 1/300	1面の面積が 35㎡以下 高さ 10m以下 	1面の面積が 25㎡以下 高さ 10m以下 	1面の面積が 10㎡以下 高さ 10m以下 	1面の面積が 25㎡以下 高さ 10m以下 縦横の比率 1.4 ~ 1.8 	1面の面積が 10㎡以下 高さ 10m以下 縦横の比率 1.4 ~ 1.8 
	広告塔 縮尺 1/300	総面積が 70㎡以下 高さ 15m以下 	1面の面積が 12.5㎡以下 高さ 15m以下 	1面の面積が 5㎡以下 高さ 15m以下 	1面の面積が 12.5㎡以下 高さ 15m以下 	1面の面積が 5㎡以下 高さ 15m以下 
	サインポール 広告旗 縮尺 1/300	サインポール（共通） 1面の面積が 5㎡以下 高さ 7m以下 		広告旗（共通） 1面の面積が 2㎡以下 		

## 【語句説明】

- 自家用広告物 営業のため、自己の店舗や工場、倉庫等に設置する広告物
- 一般広告物 道路や鉄道の沿線等、店舗や工場、倉庫以外の場所に設置する広告物
- 管理広告物 自己の管理する土地または物件に管理上の必要により設置する広告物
- 禁止地域 一般広告物を設置することができない地域
- 許可地域 広告物を設置するのに許可が必要となる地域



自家用広告物

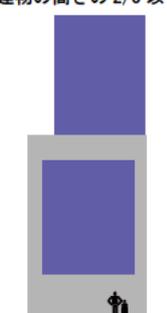
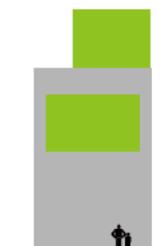
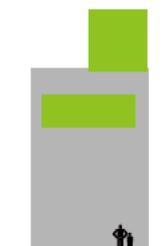
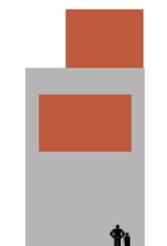
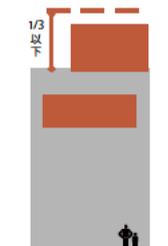
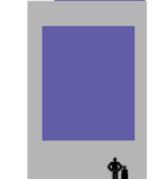
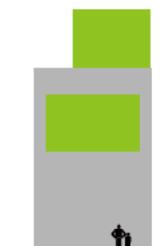
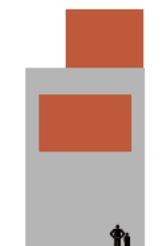
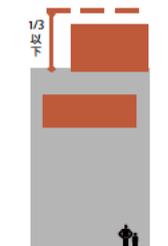
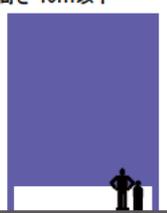
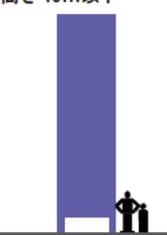


一般広告物



管理広告物

その3 — 参考図

4	許可地域 の一般 広告物	既設：伊勢志摩沿道景観地区			新設：伊勢志摩沿道景観B地区	
		許可基準	維持基準	指導基準	維持基準	指導基準
許可地域 の一般 広告物	屋上広告 縮尺 1/500	高さ 20m以下 建物の高さの 2/3 以下 	1面の面積が 20㎡以下 高さ 7m以下 建物の高さの 1/3 以下 	1面の面積が 15㎡以下 高さ 7m以下 建物の高さの 1/3 以下 	1面の面積が 20㎡以下 縦長でない 建物の高さの 1/3 以下 	1面の面積が 15㎡以下 縦長でない 建物の高さの 1/3 以下 
	壁面広告 縮尺 1/500	 壁面面積の 1/2 以下	 壁面面積の 1/4 以下	 壁面面積の 1/7 以下	 壁面面積の 1/4 以下	 壁面面積の 1/7 以下
	広告板 縮尺 1/300	1面の面積が 35㎡以下 高さ 10m以下 	1面の面積が 20㎡以下 高さ 10m以下 	1面の面積が 5㎡以下 高さ 10m以下 	1面の面積が 20㎡以下 高さ 10m以下 縦横の比率 1.4 ~ 1.8 	1面の面積が 5㎡以下 高さ 10m以下 縦横の比率 1.4 ~ 1.8 
	広告塔 縮尺 1/300	総面積が 70㎡以下 高さ 15m以下 	1面の面積が 10㎡以下 高さ 15m以下 	1面の面積が 2.5㎡以下 高さ 15m以下 	1面の面積が 10㎡以下 高さ 15m以下 	1面の面積が 2.5㎡以下 高さ 15m以下 
	サインポール 縮尺 1/300	(共通) 1面の面積が 5㎡以下 高さ 7m以下 				
広告旗 縮尺 1/300	1面の面積が 2㎡以下 	(共通 — 禁止)				

【補足説明】

□ 広告板の縦横の比率は、黄金比を参考にしています

「伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区」における維持基準及び指導基準では、広告板の縦横の比率を 1.4 ~ 1.8 としています。これは、古代ギリシア以来、調和的で他のどんな長方形よりも美しく安定感があり、最も均整のとれた美しい比率のひとつとして考えられてきた「黄金比」を参考に設定しています。

黄金比の近似値は、縦横比が 1:1.618 であり、これを中心に幅を持たせた範囲を基準として設定し、伊勢志摩地域にふさわしい落ち着いた景観の形成をめざしています。

# モデル屋外広告

屋外広告物沿道景観地区では、「周辺の広告物との距離やバランス」「視界を妨げず、統一性を確保する高さや規模」「地域性を尊重した色彩やデザイン」などを基本的事項としています。ここでは「伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区」において尊重していただきたいこれらの考え方をモデルを示して説明します。

## 新設：伊勢志摩沿道景観B地区

### 歴史的な建築物の基調色を継承する

指導基準では、広告面のベースカラーに「三重県景観色彩ガイドライン」の歴史的まち並み景観をイメージした色彩を用いることとしており、右のような暖色系の色相(YR～2.5Y)をおすすめします。

※ 詳しくは「三重県景観色彩ガイドライン」を参照してください。

2.5YR 7/2 12-70D	10YR 7.5/2 19-75D	10YR 7.5/1.5 19-75C	7.5YR 5/3 17-50F
5YR 7/2 17-70D	10YR 7/1 19-70B	10YR 6/1.5 19-60C	10YR 4/3 19-40F
10YR 7/3 19-70F	10YR 6/3 19-60F	7.5YR 5/2 17-50D	7.5YR 4/4 17-40H
7.5YR 7/4 17-70H	7.5YR 6/4 17-60H	10YR 5/4 19-50H	5YR 4/4 15-40H

——内は副基準色  
マンセル値/日本塗料工業会 色票番号

## 屋上広告と壁面広告のモデル

縮尺 1/200

### 建物と一体的にデザインする

できる限り屋上広告を設置せず、切り文字で建物の壁面に組み込むなどの方法を取り入れる

稜線や眺望を遮らないように、できるだけ高さを抑えて、建物と一体的にデザインする



### まち並みや並木に溶け込ませる

「生なり」の良さを生かす

壁面広告を頂部や1階部分に集約したり、並木を超えない高さに揃えたりするなど、町並みに溶け込ませるよう配慮する

自然の素材を生かした意匠や地場の手仕事を感じさせる加工法を用いるなど、「生なり」の良さを生かしたデザインを取り入れる

地色を壁面と同系色にするか、地色と表示色を反転させ、建物に一部としてさりげなく組み込む

### 稜線や見通しを遮らない

稜線や眺望を遮らないように、できるだけ高さを抑え、建物と一体的にデザインする



広告板、広告塔、道標・案内板について、「伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区」における考え方をモデルを使って説明します。また、参考に既設地区のモデルも示しておきます。

# モデル屋外広告

既設：伊勢志摩沿道景観地区

新設：伊勢志摩沿道景観B地区

縮尺 1/200

## ① 周辺の雰囲気や 広告物と調和させる

- 木質系の素材やダークブラウンの色彩でフレームを揃えるなどして、落ち着いた統一感を持たせる
- 縦横比を1.4～1.8とし、均整をとる

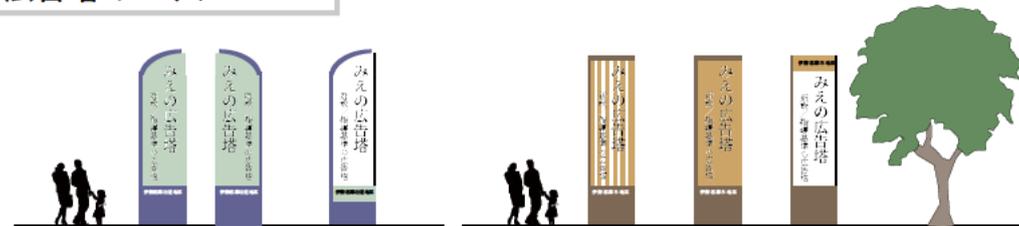
### 広告板のモデル



## ② 視界を妨げず、 統一性を確保する

- 稜線や眺望を遮らないように、できるだけ高さや規模を抑え、建物と一体的にデザインする
- 並木の連続した緑の景観を遮らないよう、並木などを超えない高さに揃える

### 広告塔のモデル



## ③ 地域性を尊重した 色彩やデザインにする

- 自然の素材を生かした意匠や地場の手仕事を感じさせる加工法を用いるなど、「生なり」の良さを生かしたデザインを行う
- 周辺には、つつじやさつきなどの地域性の高い低花木の植栽を施す

### 道標・案内板のモデル



## 稜線やまとまりある緑との調和に配慮する

背景となる稜線や神社林などのまとまりある緑と調和するように高さを抑え、緑のラインを遮らないようにする



## 大きさや形状をできるだけ統一する

まち並みとの調和に配慮して、大きさや形、文字や色彩などをできるだけ統一することで、落ち着いた印象の屋外広告物とする



# モデル地区 イメージ

屋外広告物沿道景観地区において、現行の許可基準及び既設の許可地域に指導基準に適合させて屋外広告物を整備した場合のモデル的な地区イメージを以下に示します。次頁に示す新設地区と比べてください。

## 現行の許可基準による地区イメージ

(広告物の種類)	(許可基準)
屋上広告	高さ20m以下、建物高さの2/3以下
壁面広告	壁面面積の1/2以下
広告板	高さ10m以下、1面の面積35㎡以下
広告塔	高さ15m以下、各面の総面積70㎡以下
道標・案内図板	1面の面積1.5㎡以下 地は緑色、文字等は白



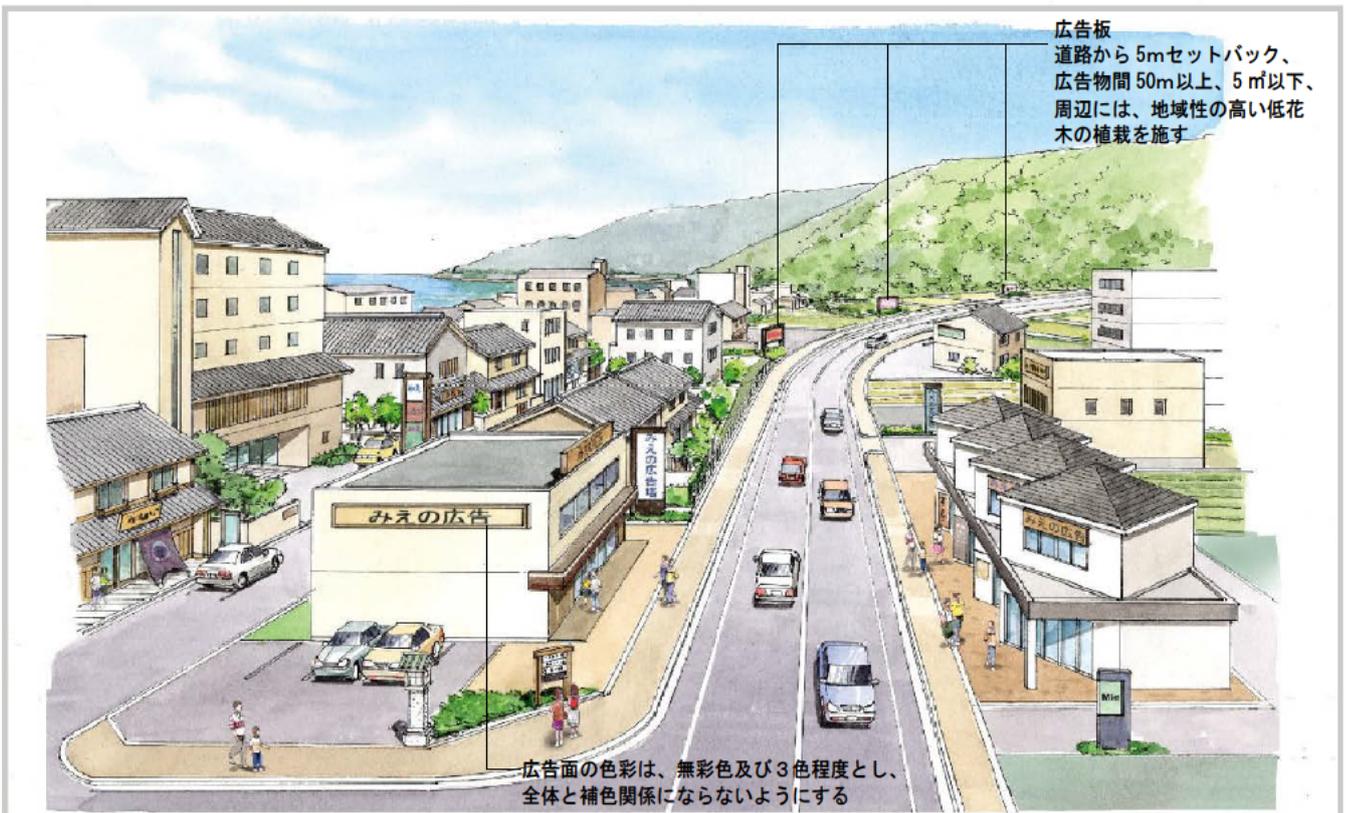
## 既設：伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区

## 既設：許可地域の指導基準のイメージ

(広告物の種類)	(指導基準 自家用広告)	(指導基準 一般用広告)
屋上広告	高さ10m以下、建物高さの1/3以下 1面の面積20㎡以下	7m以下、1/3以下 15㎡以下
壁面広告	壁面面積の1/5以下	1/7以下
広告板	高さ10m以下、1面の面積10㎡以下	5㎡以下
広告塔	高さ15m以下、1面の面積5㎡以下	2.5㎡以下
道標・案内図板	1面の面積1.5㎡以下 地は緑色、文字等は白	



▲ 現況写真



「伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区」の許可地域において、指導基準に適合させて屋外広告物を整備した場合のモデル的な地区イメージを以下に示します。

# モデル地区 イメージ

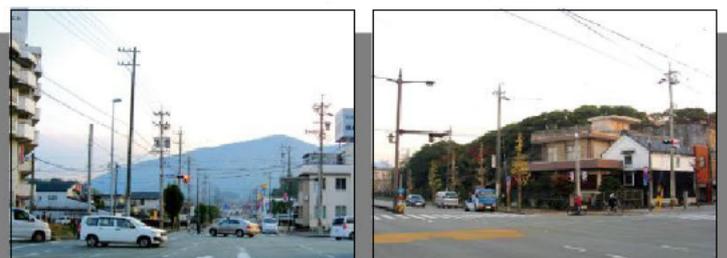
## 新設：伊勢志摩沿道景観B地区

### 新設（B地区）：許可地域の指導基準のイメージ

(広告物の種類)	(指導基準 自家用広告)	(指導基準 一般用広告)
屋上広告	高さ20m以下、建物高さの1/3以下 1面の面積20㎡以下、縦長でない	1/4以下
壁面広告	壁面面積の1/5以下	1/7以下
広告板	高さ10m以下、1面の面積10㎡以下 縦横長比(1.4～1.8)	5㎡以下
広告塔	高さ15m以下、1面の総面積5㎡以下	2.5㎡以下
道標・案内図板	1面の面積1.5㎡以下 地は茶色、文字等は白	



▲ 現況写真



▲ 現況写真

## 伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区掲出基準

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第8条の2第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区掲出基準を定めた。

- 1 屋外広告物沿道景観地区の名称 — 伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区
- 2 屋外広告物沿道景観地区の区域  
県道鳥羽松阪線度会橋から県道伊勢磯部線浦田橋まで（道路に面した敷地（平行する道路・河川を介して接する敷地を含む））
- 3 屋外広告物沿道景観地区掲出基準

### (1) 景観風致維持基準

この基準は、条例第8条の2第3項第1号の規定により定め、次のものについては、三重県屋外広告物条例施行規則（昭和41年三重県規則第59号）別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用する。

#### ア 広告物の共通基準

- (ア) 広告面の彩色は、無彩色又は5色以内とすること。（写真については広告面の1/2以内とする。）
- (イ) 広告面の彩色は、蛍光色を避けること。
- (ウ) ネオンサイン及びLED（点滅するもの及び表示内容が変化するものに限る。）は使用しないこと。

#### イ 禁止地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の5分の1以下。
- (イ) 屋上広告 1面15㎡以下で横長であること。  
高さは、設置する場所までの高さの4分の1以下であること。
- (ウ) 広告板 1面10㎡以下。  
広告表示面の縦横の比は1.4倍以上1.8倍以下であること。
- (エ) 広告塔 1面5㎡以下。

#### ウ 許可地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の3分の1以下。
- (イ) 屋上広告 1面25㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下で縦長でないこと。
- (ウ) 広告板 1面25㎡以下。  
広告表示面の縦横の比は、1.4倍以上1.8倍以下であること。
- (エ) 広告塔 1面12.5㎡以下。

#### エ 許可地域の一般広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の4分の1以下。
- (イ) 屋上広告 1面20㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下で縦長でないこと。
- (ウ) 広告板 1面20㎡以下。  
広告表示面の縦横の比は1.4倍以上1.8倍以下であること。
- (エ) 広告塔 1面10㎡以下。
- (オ) 広告旗 禁止。

#### オ 禁止地域のその他広告物

- (ア) 管理広告 1面3㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。
- (イ) 道標及び案内図板 1事業所2本以下、地は茶色、文字等は白色とし、かつ必要な文言に限る。

### (2) 景観形成指導基準

この基準は、条例第8条の2第3項第2号の規定により定めるもので、条例第8条の3第4項により尊重しなければならない。

#### ア 広告物の共通基準

- (ア) 広告面のベースカラーは、三重県景観色彩ガイドラインの歴史的町なみ景観をイメージした色彩を用いること。
- (イ) 野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等地域性の高い低花木の植栽を施すこと。

#### イ 禁止地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の10分の1以下。
- (イ) 屋上広告 1面10㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの4分の1以下。
- (ウ) 広告板 1面5㎡以下。
- (エ) 広告塔 1面2.5㎡以下。

#### ウ 許可地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の5分の1以下。
- (イ) 屋上広告 1面20㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下。
- (ウ) 広告板 1面10㎡以下。
- (エ) 広告塔 1面5㎡以下。

#### エ 許可地域の一般広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の7分の1以下
- (イ) 屋上広告 1面15㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの4分の1以下
- (ウ) 広告板 1面5㎡以下
- (エ) 広告塔 1面2.5㎡以下
- (オ) 広告旗 禁止。

#### オ 禁止地域のその他広告物

- (ア) 管理広告 1面1.5㎡以下とし、  
かつ、必要な文言に限る。

#### カ 公共広告物

- (ア) 禁止地域 高さ 3.5m以下。  
大きさ 10㎡以下。
- (イ) 許可地域 高さ 5m以下。  
大きさ 10㎡以下。

#### (参考) 経過措置

(広告物景観地区掲出基準の遵守等)

第8条の3 広告物景観地区における広告物の表示又は掲出物件の設置は、第13条の許可基準のほか、当該広告物景観地区における景観風致維持基準に適合していなければならない。ただし、新たに景観風致維持基準が定められ、又は変更された場合において、前条第5項又は第7項の規定による公告の日前に適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、新たに定められ、又は変更された景観風致維持基準は、当該広告物又は掲出物件の残存耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づき、規則で定めるところにより算出された耐用年数をいう。ただし、当該耐用年数が3年に満たないときは、3年とする。）の全部を経過した日の翌日から適用するものとする。

⇒金属製の広告板・広告塔の場合は設置後20年